

## 難病医療費助成制度に係るQ&A

(平成29年1月1日現在)

項目	番号	質問	回答
管理票	1	月の上限額を超えた場合、それ以降の医療機関は記入しなくてよいのか。	管理票については、上限額に達しても、管理票に記入してください。(次回更新時の、高額かつ長期や、軽症高額該当の際に必要なになります。)
管理票	2	管理票に記入する医療費総額は、領収書の額でよいのか。	領収書の額の内、受給者証に記載のある指定難病及び当該指定難病付随して発現する疾病に対する医療に限ります。
管理票	3	患者さんが管理票を忘れてきた場合、どうしたらよいか。	管理票を忘れたが、受給者証の提示がある場合は、医療費総額の2割と自己負担上限額の低い方の額を支払ってもらいます。(保険診療1割負担の方は、医療費総額の1割と自己負担上限額の低い方の額を支払ってもらいます。)管理票も受給者証もお忘れの場合は、医療費総額の3割を支払ってもらいます。(保険診療1割負担の方は、医療費総額の1割を支払ってもらいます。)どちらの場合も、後日患者さんが管理票を持って来られたら、医療費総額と自己負担額を記入してください。患者さんが、医療費の返金申請をする際に必要になります。
管理票	4	身体障害者や重度心身障害者で自己負担が発生しない場合、管理票に記載しなくてよいのか。	身体障害者や重度心身障害者で自己負担が発生しない場合でも、管理票に医療費総額と自己負担額を記入してください。患者さんは実際は身体障害者や重度心身障害者制度によって自己負担はなくても、難病の負担額を把握するため、身体障害者や重度心身障害者制度を利用しない患者さんと同じように記入してください。
管理票	5	生活保護受給者は自己負担が発生しないので、管理票に記載しなくてよいのか。	生活保護受給者は管理票に記載する必要はありません。
管理票	6	徴収印及び確認印は、どのようなものを使用すればよいのか。	できれば医療機関の印を押してください。欄が狭くて大きくはみ出す、医療機関の印がない場合は、担当者の印でも構いません。
管理票	7	経過措置期間中の受給者の食事療養費は、1/2自己負担、1/2公費負担となっているが、管理票に記載するのか。	食事療養費については、記載する必要はありません。

項目	番号	質問	回答
管理票	8	訪問看護など月に数回訪問する場合、その月の最終訪問日にまとめて管理票に記載してよいのか。	まとめて記載して構いません。
受給者証	1	適用区分欄が空欄の場合、どのように対応すればよいか。	一般区分「ウ」で取り扱ってもらい、レセプトの「特記事項」欄へは何も記載しないでください。
受給者証	2	疾病名の横に「B1」や「C2」等の標記がありますが、適用区分と何か関係があるか。	「B1」や「C2」の標記は、自己負担上限額に係るものであり、適用区分とは関係ありません。
受給者証	3	医療機関承認欄に病院が載っていない場合は、どのように対応すればよいか。	病院・診療所・訪問看護ステーションについては、医療機関承認欄に載っていない場合は公費適用することはできません。患者さんは医療機関追加の申請をする必要があります。追加する医療機関で公費適用の取扱いが始まるのは、医療機関追加の申請受理日からになりますので、すみやかに医療機関追加の申請をする必要があります。
受給者証	4	医療機関承認欄に調剤薬局が載っていない場合は、どのように対応すればよいか。	調剤薬局については受給者証に載せていないので、指定医療機関の申請をしている調剤薬局であれば、公費適用の取扱いをしてください。